議第74号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

京都市長門川大作

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を次のように改正する。

12,340

4,110

2,050

 6,170
 7,200
 8,220

 7,200
 8,220
 9,250

 3,600
 4,110
 4,620

 2,050
 2,570
 3,080

5,140

2,570

14,400

16,450

6,170

3,080

を

別表第2備考以外の部分中

Γ	H	Щ	円
	12,570	14,660	16,760
	6,280	7,330	8,380
	7,330	8,380	9,420
	3,660	4,190	4,710

に改める。

2 (議第74号)

2,090	2,610	3,140
4,190	5,230	6,280
2,090	2,610	3,140

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市子育て支援総合センターこどもみらい館 条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他 これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行 うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。